

## 船舶事故調査報告書

令和元年11月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年6月3日 11時30分ごろ
発生場所	和歌山県由良港 紀伊由良港ムロノキ鼻灯標から真方位315°690m付近 （概位 北緯33°57.2′ 東経135°05.0′）
事故の概要	漁船箱崎丸は、南西進中、また、プレジャーボートTAIRYOMARU.1は、漂泊中、両船が衝突した。 TAIRYOMARU.1は、船長及び同乗者2人が負傷し、両舷外板の破口等を生じ、また、箱崎丸は、船底部等に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 箱崎丸、4.56トン WK3-19607（漁船登録番号）、個人所有 10.49m (Lr) × 2.60m × 0.75m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和57年5月27日 B プレジャーボート TAIRYOMARU.1、0.5トン WK3-19838（漁船登録番号）、個人所有 5.17m (Lr) × 1.67m × 0.64m、FRP ガソリン機関、7.3kW、昭和61年10月1日 第252-26821号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月29日 免許証交付日 平成31年1月28日 （令和6年10月1日まで有効） B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年8月10日 免許証交付日 平成29年8月29日 （令和5年8月9日まで有効） 同乗者B <sub>1</sub> 男性 41歳

	同乗者B <sub>2</sub> 男性 70歳
死傷者等	A なし B 重傷 1人(同乗者B <sub>1</sub> )、軽傷 2人(船長B及び同乗者B <sub>2</sub> )
損傷	A 船底部及び右舷船首部外板に擦過傷 B 両舷外板に破口、マストに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁を終え、和歌山県由良町神谷の船だまりで水揚げを行った後、令和元年6月3日11時25分ごろ和歌山県有田市の係留地に向けて出発した。</p> <p>船長Aは、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛け、手動操舵により‘由良港の民間企業専用岸壁’（以下「企業岸壁」という。）東方沖を南進した後、右転して南西進を開始し、正船首方を見たものの、他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思い、約10ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)に増速した。</p> <p>船長Aは、A船が、企業岸壁南東端沖を通過し、増速して南西進中、11時30分ごろ船体に衝撃を感じた後、B船を認め、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>B船は、レンタルボートで、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>を乗せ、釣りの目的で、06時00分ごろ由良町吹井の棧橋を出発した。</p> <p>船長B、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>は、06時15分ごろ、企業岸壁南西方沖でB船の船首を南方に向けて船外機を停止し、漂泊して流し釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、企業岸壁南方沖まで流されては南西方沖まで戻って流し釣りを繰り返した後、釣りを終え、釣り道具の片付けをしていたところ、左舷船尾方からエンジン音が聞こえ、B船に接近するA船を認めた。</p> <p>B船は、船長B、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>が手を振って大声を出したものの、A船と衝突した。</p> <p>船長B、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>は、衝突の衝撃で落水し、船長B及び同乗者B<sub>2</sub>は自力でB船に上がり、同乗者B<sub>1</sub>は同乗者B<sub>2</sub>に引き上げられた。</p> <p>船長Bは、B船がA船に横抱きされて吹井の棧橋に戻った後、B船の所有者に救急車の手配を依頼した。</p> <p>B船の所有者は、118番通報及び119番通報を行った。</p> <p>船長B、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>は、救急車で病院に搬送され、船長Bが右前腕挫創及び頭部挫創、同乗者B<sub>1</sub>が第一腰椎破裂骨折、同乗者B<sub>2</sub>が右膝打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>

<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であった。</p> <p>船長Aは、操縦席前方の窓ガラスを開けて操船を行っていた。</p> <p>A船は、約6～13knの速力で航行すると船首が浮上して正船首方に死角が生じ、約10knの速力で航行すると死角の範囲が最も広くなる状況であった。</p> <p>船長Bは、ふだん神谷の船だまりから出航する船舶をあまり見掛けず、また、本事故当日も数隻しか見掛けていなかったため、船尾方から接近する他船はいないと思っていた。</p> <p>船長B、同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、由良港を南西進中、船長Aが、正船首方に他船を見掛けず、前路に他船はいないと思い、増速して船首浮上により正船首方に死角が生じている状況下で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、由良港において、漂泊中、船長Bが、ふだん神谷の船だまりから出航する船舶をあまり見掛けず、また、本事故当日も数隻しか見掛けていなかったため、船尾方から接近する他船はいないと思い、釣り道具の片付けをしていたことから、左舷船尾方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、由良港において、A船が南西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、船首浮上により正船首方に死角が生じている状況下で航行を続け、また、船長Bが、船尾方から接近する他船はいないと思い、釣り道具の片付けをしていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増速により船首死角を生じる場合は、増速前に前路に他船がないことを確認すること。</li> <li>・ 船だまり付近で漂泊する場合は、出航する船舶がいることを念頭に置き、余裕がある時機に機関を用いて移動できるよう見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 事故発生時には速やかに海上保安庁へ通報すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

